

1. 保安伐採業務の概要

- 架空送電線路付近の樹木は法令に基づき、送電線から一定の離隔※を保持する必要があります。
- このため、送電線に近接する樹木は、その生長を考慮しながら、樹木所有者（地権者）に承諾を得たうえで、伐採を行っています。

※ 法令（電気設備技術基準）に基づく送電線と樹木との離隔

77 k V	:	2.24m
275 k V	:	3.98m
500 k V	:	5.30m



保安伐採イメージ（作業後）

2. 不適切な処理が判明した経緯

- 2021年4月に大阪南電力本部管内において委託先である株式会社かんでんエンジニアリング（以下、かんでんエンジニアリング）が保安伐採を実施しました。
- 同年6月に同場所において電線張替工事を実施するため他部門の担当者が地権者と伐採交渉を実施した際に、4月に行われた保安伐採の内容について不審な点があったことから、調査を行ったところ、不適切な処理が行われていることが判明しました。

本件に関する経緯および調査結果等（2 / 3）

3. 大阪南電力本部による調査結果

大阪南電力本部において、2021年6月～8月にわたって、同電力本部および各電力所の役職者が相互に過去10年分の書類調査（関西電力送配電の社員が交渉した全585件）および当該業務に関わっていた関係者（32名）へのヒアリング調査を実施した結果、本件を含む合計6件の不適切な処理を確認しました。また、このうち1件（不適切処理が判明した前項記載の件）については、不適切処理の報告を受けた上司が是正に向けた対応を取らなかったことも確認しました。具体的内容は以下のとおりです。

	不適切処理①	不適切処理②
内 容	・実際には伐採作業をしていない樹木を伐採したことにして、補償費および委託費を支払っていた。	・伐採作業の実態がないにもかかわらず、関西電力送配電の直営工事で樹木伐採をしたことにして、補償費を支払っていた。
イメージ	・実際にはAしか伐採していないが、A + Bの補償費、委託費を支払った。	・初回は委託工事により実際に伐採し、社内基準に基づく補償費を支払った。 ・2回目以降は、現地に樹木がなかったが、直営工事により伐採したことにして、補償費を支払った。

本件に関する経緯および調査結果等（3 / 3）

3. 大阪南電力本部による調査結果（続き）

	件 数	時 期	不適切処理金額	
			補償費	委託費
不適切処理①	4 件	2017年5月～2021年5月	2 5 4 万円	3 7 1 万円
不適切処理②	2 件	2017年2月～2021年6月	3 7 6 万円	－
合 計			6 3 0 万円	3 7 1 万円

4. 再発防止の方向性

再発防止の方向性の検討については、今後の調査結果を踏まえる必要があると考えていますが、現時点において、社長メッセージの発信、各職場での対話活動等を通じたコンプライアンス意識のさらなる醸成・徹底、健全で風通しの良い職場風土づくり等にすみやかに取り組みます。

5. 今後の予定

調査体制	関西電力コンプライアンス委員会による調査 委員長 中村 直人弁護士（中村・角田・松本法律事務所） 他
調査事項	（１）本件に関する調査、原因究明、再発防止対策の提言 （２）関西電力送配電における同種事例に関する調査 （３）その他同種事例に関する調査 ※具体的な調査範囲については、関西電力のコンプライアンス委員会が決定